

平成28年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
教育総務課	県立学校機械警備業務委託	県立学校機械警備委託業務	平成28年4月1日～平成29年3月31日	セコム株式会社	14,179,536	警備機器が業者ごとに異なり、現行業者以外では機械警備業務ができず、業者を変更しようとすると、新たに機器の撤去および設置費用が必要のため。	2	3イ
学校支援課	スクールバス運行管理業務委託	県立特別支援学校1校6台のスクールバスの運行管理業務委託	平成28年4月1日～平成29年3月31日	近江鉄道株式会社	50,760,000	一般競争入札を行ったが、落札者がいなかったため	8	
教職員課	教職員健康診断等業務委託	教職員の健康診断業務	平成28年4月1日～平成29年3月31日	一般財団法人滋賀保健研究センター	46,944,360	一般競争入札を行ったが、落札者がいなかったため	8	
びわ湖フローティングスクール	運航管理委託	学習船「うみのこ」の運航管理業務	平成28年4月1日～平成29年3月31日	琵琶湖汽船株式会社	147,743,573	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため。 ・北湖、南湖を含む琵琶湖一円での大型船の運航実績を有する。 ・寄港地活動や乗下船を行うための棧橋を琵琶湖一円に保有している。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。	2	3イ
びわ湖フローティングスクール	給食業務委託	学習船「うみのこ」船内での給食提供業務	平成28年4月1日～平成29年3月31日	琵琶湖汽船株式会社	45,056,844	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため。 ・運航管理委託業者と同一で船内事情を熟知し、年間を通して船内宿泊勤務が可能で体制を持っている。 ・「うみのこ」の母港である大津港に近接して陸上施設を有し、物資の搬入搬出、残飯やごみ処理が迅速に行える。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
保健体育課	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託	結核の有無についての検査業務(デジタル撮影) (区分:通常・車いす・寝た状態) (単価契約)	平成28年4月1日 ~ 平成28年8月31日	公益財団法人滋賀県健康づくり財団	13,651,200	一般競争入札に付し、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。	8	
文化財保護課	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営委託	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営業務	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	26,273,160	滋賀県埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の保存・活用・調査・研究・資料収集および整理・収蔵および保管・啓発を所掌する機関である。他方、滋賀県文化財保護協会は、県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を目的に設立された団体である。協会は県が実施主体となる埋蔵文化財発掘調査の大部分を受託しており、センターの業務である発掘調査による出土遺物の保存・活用において双方の機関の一体的な運営が効率的である。従って滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	滋賀県立琵琶湖文化館管理委託	滋賀県立琵琶湖文化館管理業務(休館後の収蔵機能の維持管理、他の公立博物館等での公開展示支援、普及啓発事業等)業務	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	21,594,600	滋賀県文化財保護協会は、県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を目的に設立された団体であり、県立琵琶湖文化館、県埋蔵文化財センター、県立安土城考古博物館などの文化財関係施設等を管理してきた実績を有している。また、琵琶湖文化館の約8,300点を超える国宝や重要文化財を含む美術工芸品を取り扱うことができ、収蔵状況を熟知している学芸員は当該協会に所属している。このことから、滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	琵琶湖文化館機能移転準備事業委託	新生美術館への琵琶湖文化館機能移転準備業務	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	9,965,160	新生美術館への琵琶湖文化館機能移転準備事業は、平成31年度に予定の新生美術館のオープンに向けて、琵琶湖文化館の機能を円滑移転するため、収蔵品の整理点検などの準備を行うものである。琵琶湖文化館の国宝や重要文化財を含む約8,300点の美術工芸品を熟知し、取り扱うことができる学芸員は公益財団法人滋賀県文化財保護協会に所属しており、同協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(土位遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(土位遺跡)	平成28年4月1日～平成29年3月24日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	6,053,400	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(賀田山遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(賀田山遺跡)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	23,901,480	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(隠小谷遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(隠小谷遺跡)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	7,797,600	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(堤ヶ谷遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(堤ヶ谷遺跡)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	8,758,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(上御殿遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(上御殿遺跡)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	12,820,680	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(塩津港遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(塩津港遺跡)	平成28年4月1日～平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	19,578,240	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(金森西遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(金森西遺跡)	平成28年4月4日～平成29年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	8,935,920	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(椿谷遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(椿谷遺跡)	平成28年4月20日 ~ 平成29年3月24日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	10,442,520	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(塩津港遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(塩津港遺跡)	平成28年6月2日 ~ 平成29年2月21日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	19,492,920	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(斎ノ神遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(斎ノ神遺跡)	平成28年6月2日 ~ 平成29年2月21日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	45,613,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(松原内湖遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(松原内湖遺跡)	平成28年6月2日 ~ 平成29年2月21日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	14,872,680	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(松原内湖遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(松原内湖遺跡)	平成28年6月2日 ~ 平成29年2月21日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	9,384,120	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ